

## 新潟市秋葉区農業委員会 1 月定例総会議事録

1 開催日時 令和 2 年 1 月 31 日（金）午後 3 時 30 分から午後 4 時 35 分

2 開催場所 秋葉区役所 401 会議室

3 出席委員 (16 人)

委員	1 番	鈴木 儀一
委員	2 番	長井 範親
委員	3 番	砂原 剛
農地部会長	4 番	佐藤 英一
委員	5 番	佐々木 和美
委員	6 番	笠原 綱生
農地部会長	7 番	阿部 信行
農政振興部会長職務代理者	8 番	坂上 静男
委員	9 番	早川 秀則
委員	10 番	窪田 陽一
委員	11 番	上田 一男
会長	12 番	小倉 栄造
委員	13 番	伊藤 君雄
会長職務代理者	14 番	平野 榮治
農地部会長職務代理者	15 番	松田 洋一
委員	16 番	佐藤 千穂子

4 欠席委員

5 議事日程

### 第 1 議事録署名委員の指名

7 番	阿部 信行
8 番	坂上 静男

### 第 2 議事

議案第 30 号	新潟市農用地利用集積計画の決定について
議案第 31 号	農地法第 5 条許可申請に関する処分決定について
議案第 32 号	農地法施行規則第 95 条の規定による意見決定について
議案第 33 号	農地法第 3 条許可申請に関する意見決定について

報告事項	新潟市農用地利用配分計画（案）について
報告事項	農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
報告事項	農地の転用事実に関する照会書について
報告事項	農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
報告事項	農地法第5条転用届出に関する受理について

## 6 農業委員会事務局職員

事務局長	佐藤 敏宏
事務局次長	山田 光行
農地係長	田中 学
農政振興係長	白川 文夫

## 7 会議の概要

事務局長 (佐藤局長)	お疲れ様です。定刻になりましたので、ただ今から新潟市秋葉区農業委員会、令和元年度1月定例総会を開会いたします。 それでは、最初に小倉会長からご挨拶をいただきます。
会長	<挨拶>
局長	ありがとうございました。 それでは、議事日程に従いまして議事に入らせていただきます。 なお、本日は、全委員出席となっておりますので、会議は農業委員会会議規則第4条により成立しています。 それでは、同規則第5条の規定により、小倉会長から議長を務めていただきます。よろしく願いいたします。
議長(小倉会長)	それでは最初に議事録署名委員についてお諮りいたします。 議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただくことにご異議ありませんか。  (異議なし)
議長	皆さんから異議がありませんので7番・阿部委員、8番・坂上委員を指名いたします。よろしく願いいたします。
議長	それでは、議案として提案されている案件に入ります。
議長	議案第30号、新潟市農用地利用集積計画の決定について、事務局の説明

をお願いいたします。

事務局  
(白川係長)

議案書 1 ページ、議案第 30 号新潟市農用地利用集積計画の決定について  
をご覧ください。

利用権設定の新規分、新津地区が 14 件、小須戸地区が 2 件、筆数 120  
筆、面積 109,723 m<sup>2</sup>であります。

5 ページからは利用権設定の更新分、新津地区 31 件、小須戸地区 9 件、  
筆数 262 筆、面積 211,828 m<sup>2</sup>であります

13 ページは売買で新津地区が 2 件、筆数 2 筆、面積 2,905 m<sup>2</sup>であります。

14 ページは利用権の移転分、新津地区 1 件、筆数 3 筆、面積 2,326 m<sup>2</sup>  
あります。

15 ページからは中間管理事業分で、新津地区が 50 件、小須戸地区が 12  
件、筆数 456 筆、面積 423,205 m<sup>2</sup>であります。

以上の計画は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たして  
おります。

28 ページをご覧ください。

新潟市農用地利用集積計画の公告について（依頼）案でございます。農  
業経営基盤強化促進法第 19 条に基づく公告依頼年月日は令和 2 年 2 月 17  
日となります。

29 ページには地区別実績表を添付いたしました。

以上です。

議長

それでは、皆さんからご審議いただく前に、農業委員会法第 31 条、議事  
参与の制限に抵触する委員の退席をお願いいたします。

(委員退席)

議長

ただ今の説明に対し、ご質問、ご意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議長

ご質問、ご意見がありませんので、事務局の説明のとおり、新潟市農用  
地利用集積計画の決定について決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長

皆さんから異議なしの声がありましたので取りまとめたいと思います。  
本案件について原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

	(全員挙手)
議長	<p>全員賛成ですので議案第 30 号は原案どおり決定しました。 ここで退席委員の入室を許可します。</p>
	(退席委員着席)
議長	<p>それでは次に移ります。 議案第 31 号、農地法第 5 条許可申請に関する処分決定について、事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局 (田中係長)	<p>議案第 31 号、農地法第 5 条許可申請に関する処分決定についてご説明します。</p> <p>議案書 30 ページ 1 番です。 譲受人 A 氏、譲渡人 B 氏、 金屋地区の案件で、土田推進委員の担当地区です。 本件は譲受人住宅敷地の拡張に係る転用許可申請です。 申請地は農振農用地区域外農地、休耕畑 1 筆 300m<sup>2</sup> で、10ha 以上のまとまりをもつ農地に接続していることから第 1 種農地と判定し、立地基準のうち既存施設の拡張に関する項目を適用し、既存施設の 1/2 を超えない範囲であれば許可しうるものです。</p> <p>本件の計画は、住宅用暖房設備に供する資材の調整保管場所として利用する目的で隣接地を資材置場として転用するものです。</p> <p>なお、本件の転用行為に対し、妨げとなる権利を有する者はありません。 また、本件は農地部会に付されました。 以上、事務局説明を終わります。</p>
議長	<p>ただ今の説明に対し、ご質問、ご意見はありませんか。</p>
議長	<p>皆さんからのご質問、ご意見がありませんので、次に本件で農地部会が開かれておりますので、阿部農地部会長から部会報告をしていただきます。</p>
農地部会長 (阿部部会長)	<p>令和 2 年 1 月 28 日に開催されました農地部会における、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請 1 件について報告します。</p> <p>議案書 30 ページ 1 番の案件です。 本件の譲受人 A 氏から申請に至った理由について説明してもらいました。</p>

それによれば、自宅暖房用の燃料として薪を使用しているが、調整保管用のスペースが手狭となったことから申請に及んだとのことでした。

また、薪の量はどの程度を想定しているか尋ねたところ、原料の供給をしてくれる人がいるが、相手の都合により増減するものの、乾燥調製に約2年程度要するため、既存の自宅スペースが不足し始めているとのことでした。

この後、地元委員に意見を求めたところ、特に問題はないとのことでした。

部会としては許可後の事業計画を確実に実施することとあわせ、資材の保管について留意するよう指導し、申請者もこれを了承しました。

以上、報告を終わります。

議長

ただ今の農地部会報告について、ご質問、ご意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議長

ご質問、ご意見がありませんので、事務局の説明並びに部会報告のとおり、決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長

皆さんから異議なしの声がありましたので取りまとめたいと思います。本案件について原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので議案第31号は、原案どおり決定しました。

議長

それでは次に移ります。

議案第32号、農地法施行規則第95条の規定による意見決定についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局

(田中係長)

議案第32号、農地法施行規則第95条の規定による意見決定についてご説明します。

議案書31ページ1番です。

売払対象者C氏、

七日町地区の案件で吉川推進委員の担当地区です。

本件は国有農地の売払いにあたり、対象者の適格性について北陸農政局

から照会を受けたことに関し、意見決定を行うものです。

売払い予定地は、畑1筆129㎡で、以前から対象者が賃借権を設定していました。

対象者は田畑併せて4.2haについて、妻と共に農業に専従しています。

また前述のとおり従前から本件土地を耕作していることから、実質の耕作面積について増減はなく、効率的利用、管理能力に特段の問題点は見られません。

なお、本件は農地部会に付されました。

以上、事務局説明を終わります。

議長

ただ今の説明に対し、ご質問、ご意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議長

皆さんからのご質問、ご意見がありませんので、次に本件で農地部会が開かれておりますので、阿部農地部会長から部会報告をしていただきます。

農地部会長

農地部会における、農地法施行規則第95条の規定による意見決定1件について報告します。

本件の対象者C氏から申請に至った理由について説明してもらいました。

それによれば、当該地は父の代から賃借権が設定された土地であり、この度国から払下げに関する意向について打診を受けたことから申請に及んだとのことでした。

また、この地域の圃場は約20年前から圃場整備が着手され、その際に自己所有地の畑の隣接に当該圃場が換地され、一体利用をしていることから今後も耕作上の利便もよく国の提案に応じたとのことでした。

現地調査したところ管理状況も問題なく、払下げ後も耕作を継続するよう要請したところ、申請者もこれを了承しました

議長

ただ今の農地部会報告について、ご質問、ご意見はありませんか。

(意見、質問なし)

議長

ご質問、ご意見がありませんので、事務局の説明並びに部会報告のとおり、決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長

皆さんからの異議なしの声がありましたので取りまとめたいと思います。本案件について原案どおりに承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので議案第 32 号については原案のとおり意見決定されました。

議長

次に追加議案の  
議案第 33 号、農地法第 3 条許可申請に関する意見決定についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局

(田中係長)

議案第 33 号、農地法第 3 条許可申請に関する意見決定についてご説明します。

なお、33 号議案は 2 名の譲渡人から受理しておりますが、いずれも同一人に対する贈与であるため、一括説明とさせていただきます。

追加議案書 1 ページ、1 番及び 2 番です。

譲受人、特定非営利活動法人 D 理事長 E 氏、

譲渡人、F 氏及び G 氏、

西金沢地区の案件で、吉澤推進委員の担当地区です。

申請地は農振農用区域内農地いずれも田で、F 氏分が 307 m<sup>2</sup>、G 氏分が 102 m<sup>2</sup>です。

申請地 2 筆は隣接しており一団の農地を形成していますが、いずれも無接道かつ無水路であることから農地として利用できる者が限定されるうえ、現所有者両名とも近年は年齢的な理由もあり休耕状態が続いていました。

一方、譲受人は法人の活動目的が就労支援型の NPO 団体であり、お手元資料の上申書に記載のとおり、両者の思惑が一致したことから今回の申請に及んだものです。

なお、譲受人の買受適格性については、今ほど述べた事情に鑑み、お手元資料の 3 枚目に朱囲みの非営利団体等の農地所有に関する例外規定を適用するものです。

また、譲受人は地元農家の支援を受け年次計画を策定し、蔬菜類の通年栽培を予定している旨説明を受けています。

本件の申請に当たっては、吉澤推進委員が両者の斡旋調整を行った結果合意に至ったものであり、現時点で地域農家との関係性は良好と思慮され

ます。

なお、本件の転用行為に対し、妨げとなる権利を有する者はありません。

また、本件は農地部会に付されました。

以上、事務局説明を終わります。

議長

ただ今の事務局からの説明に対し、ご質問、ご意見ありませんか。

(質問、意見なし)

議長

皆さんから質問、ご意見がありませんので、次に本件で農地部会が開かれておりますので、阿部農地部会長から部会報告をしていただきます。

農地部会長

農地部会における、農地法第3条の規定による意見決定1件について報告します。

追加議案書1ページ1番及び2番の案件です。

本件は事務局説明にもありましたが、譲受人が同一のため一括で報告します。

本件の譲受人、特定非営利活動法人D理事長E氏から申請に至った理由について説明してもらいました。

それによれば、障がい者の就労支援を目的とした市の認可施設を当該圃場の隣接地に設立したが、今後の支援カリキュラムに農業を取り入れたいと考えていたところ、隣接農地が休耕状態であったことから、地区の推進委員を介して所有者に打診したところ、合意に至ったとのことでした。

また、事業所の設置時期とE氏の福祉事業に従事した経歴について尋ねたところ、設置時期は平成30年11月、経歴については親族が関与するNPOに参加しており、その経験をいかして独自の活動展開を行ったとのことでした。

農業従事者数の計画について尋ねたところ、現行は20名とし、今後さらに20名程度増員を考えているとのことでした。

なお、事業所の権利関係を尋ねたところ、建物と土地ともに理事長の私有であるとのことでした。

また、以後の農業関連の地域活動に参加を要請したところ、参加を了承しました。

最後に、許可後の耕作及び管理について指導したところ、これを了承しました。

以上、報告を終わります。



議長 　　ただ今の農地部会長報告について、ご質問、ご意見ありませんか。

　　　　　（質問、意見なし）

議長 　　ご質問、ご意見がありませんので、事務局の説明並びに部会報告のとおり、決定することにご異議ありませんか。

　　　　　（異議なし）

議長 　　皆さんからの異議なしの声がありましたので取りまとめたいと思います。本案件について許可相当として意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。

　　　　　（全員挙手）

議長 　　全員賛成ですので追加議案第 33 号は、許可相当として意見決定することとしました。

議長 　　それでは、報告事項に移ります。  
報告事項、  
新潟市農用地利用配分計画（案）について、  
農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について、  
農地の転用事実に関する照会書について、  
農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について、  
農地法第 5 条転用届出に関する受理について、  
一括して事務局の説明をお願いします。

事務局  
（白川係長） 　　議案書の 32 ページをご覧ください。  
新潟市農用地利用配分計画（案）についてでございます。  
新津地区 61 件、小須戸地区 12 件、筆数 456 筆、面積 423,205 m<sup>2</sup>であります。

　　　　　つづいて議案書の 49 ページをご覧ください。  
農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について、  
賃貸借を合意解約した旨の通知書を受理したので報告いたします。  
記載のとおり 21 件受理いたしました。

（田中係長） 　　54 ページをご覧ください。  
報告事項、農地の転用事実に関する照会書についてです。  
記載内容のとおり 4 件回答しました。

55 ページをご覧ください。

報告事項、農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理についてです。

記載内容のとおり4件受理しました。

56 ページをご覧ください。

報告事項、農地法第5条転用届出に関する受理についてです。

記載内容のとおり4件受理しました。

以上です。

議長

ただ今の説明に対し、ご質問、ご意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議長

皆さんからご質問がないようです。以上は報告案件ですのでご了解いただきたいと思います。

議長

それでは、以上をもちまして、議事を終了いたします。

議長

それでは、これで令和元年度1月定例総会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

議事録に相違ないことを認める。

議 長 小 倉 栄 造

署名委員 阿 部 信 行

署名委員 坂 上 静 男